

議案第 68 号

狭山市火災予防条例の一部を改正する条例

狭山市火災予防条例（昭和 36 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第 2 項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第 29 条の 5 第 3 号中「第 3 条第 2 項第 2 号」を「第 3 条第 3 項第 2 号」に改め、同条第 4 号中「第 3 条第 2 項第 3 号」を「第 3 条第 3 項第 3 号」に改め、同条第 5 号中「第 3 条第 2 項第 4 号」を「第 3 条第 3 項第 4 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（ 6 ）第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

- 1 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 29 条の 5 第 3 号から第 5 号までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の第 8 条の 3 の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

平成 22 年 9 月 1 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。